

総合評価落札方式の平成25年度本格導入とこれに当たっての基本的な考え方、および平成25・26年度建設工事入札参加資格審査の方針について

1 総合評価落札方式の本格導入（平成25年6月導入予定）

（1）総合評価落札方式の試行導入後の経緯

本市の総合評価落札方式は、過度な価格競争によるダンピング受注などの弊害を抑制し、工事品質の確保と優良な事業者の育成等を図るため、平成20年2月に試行導入し、以来、既に4年余が経過しました。この間、香川県や他都市の取組等も参考として、必要に応じ見直しを行い、企業や技術者の施工能力に係る評価項目などに加え、企業の地域性や社会性にも着目し、「市内営業所の拠点性」を始め、「災害時の活動体制」や「労働災害防止の取組」、「障がい者雇用」、「次世代育成支援」、「人権啓発の取組」などの評価項目を、順次、採用してきました。

（2）総合評価落札方式の試行結果の検証

導入以後平成23年度までに総合評価落札方式を適用した案件（総合評価適用案件）は125件で、その検証の結果は、次のとおりです。

ア 望ましい効果・成果

（ア） 工事成績評定点が、総合評価落札方式を適用していない案件（価格競争案件）と比較し、上回る傾向にあります。〔例：土木一式工事の案件⇒3,000万円超の案件1.55点〕

（イ） 総合評価適用案件を、価格競争案件と仮定した場合との比較では、落札者の決定が「くじ」となる案件や、「くじ」参加者の総数がいずれも大幅に減少しました。〔例：「くじ」参加者数・平均8.2%の減〕

（ウ） 「ISO規格等の取得」を始め、「建設業労働災害防止協会」への加入、「育児休業制度」の就業規則等への明記、「人権啓発研修」などについては、導入直後と比較し、これらを実施し、評価を申し出る事業者が大幅に増加し、優良な事業者の育成が図られています。

イ 課題

（ア） 評価項目を、順次拡大してきた結果、評価基準および評価を得るための手続が複雑化することとなりました。

（イ） 失格基準価格上での競争が多い「土木一式工事」や「ほ装工事」などの業種については、「企業の社会性」の評価項目について評価を申し出る事業者が大部分を占めた場合、Bタイプのごく一部の案件において、「工事品質の確保」に係る評価項目である「工事成績評定点」など、応札者間で評価に差が生じる限られた項目によって落札者が決定されるおそれもあることから、公共調達が担うべき

「公正な競争」に照らし、当該案件について総合評価落札方式の適用を控えざるを得ないという事態も招来している現状があります。

(3) 総合評価落札方式の本格導入に当たっての再構築

これまでの試行結果や運用実態を総括し、総合評価落札方式の導入により、望ましい成果が表れている半面、種々、課題もあることから、その在り方を再構築した上で、総合評価落札方式の本格導入を行うこととします。

2 入札参加資格審査の方針および総合評価落札方式の本格導入に当たっての基本的な考え方

(1) 入札参加資格審査

現行の総合評価落札方式の評価項目のうち、評価の均一化・固定化の傾向が見受けられる「ISO規格等の取得」を始めとする「企業の社会性」に係る評価項目について、平成25年6月から適用する「次期入札参加資格者名簿」における入札参加資格審査の決定数値算定のための「主観的事項の算定項目」に移行し、総合評価落札方式における事務手続きを軽減することとしています。

このことにより、決定数値における「主観点」のウエイトを拡大し、企業の社会性や技術力を決定数値により反映させるとともに、現行の格付基準を合わせて改定して次期名簿を編成することとします。**別紙参照**

(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式における現行「Bタイプ」を廃止し、「工事情質の確保」という制度本来の趣旨を踏まえて、施工計画や企業の技術力を主体とした総合評価落札方式に移行するべく、次の基本的な考え方に沿って検討してまいります。

ア I型（現行のAタイプ相当）

- (ア) (1)に記載の移行項目を踏まえ、これらに係る評価項目を廃止すること。
- (イ) 高松市発注同業種工事の工事成績評定点については、(1)との均衡に配慮すること。
- (ウ) 施工計画に係る評価項目は案件により採用・不採用を決定すること、また、配置予定技術者に係る評価項目は全件に採用すること。
- (エ) 営業所の拠点性および市内企業の活用については、市内業者のみが入札参加資格を有する案件については適用しないこと。
- (オ) 災害時活動体制については、災害時に建設業者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、当分の間、現行と同様の評価項目とすること。

イ II型（現行のCタイプ）

- (ア) 現行のCタイプと同様の評価項目とすること。
- (イ) 建築一式工事への適用を廃止すること。

○平成25・26年度建設工事入札参加資格審査の方針

別紙

資格審査における算定項目		配点	審査方針
1 客観的事項の数値		総合評定値	・ 経営事項審査における総合評定値
2 主観的事項の数値 (市内業者のみ対象に算定)	(1) 工事成績	右記算式による	・ 次の算式とすることとしています。 (過去4年の工事種類別工事成績をその請負金額で加重平均した値(1未満四捨五入) - 65) × 5 工事成績が1件のみの場合でその点数が65点未満のときは、零(0)とみなします(マイナス点とはしない取扱い)。
	(2) 保有技術者	上限80	・ 経営事項審査に係る技術者名簿登載者について次の算式とすることとしています。(上限80) 1級保有数×4 + 2級等保有数(上限15)×1.5(1未満の端数切上げ)
	(3) 継続教育 過去5年の継続教育の取得単位数(保有技術者に係るもの)	上限20	・ 次の算定区分によることとしています。 30単位以上4・150単位以上20, この間は30単位きざみで4ずつ上乗せ
	(4) 工事の品質確保 ISO9001の認証取得	10	認証取得している場合に評価することとしています。
	(5) 環境対策 ISO14001・エコアクション21について認証・登録	10	認証取得・登録している場合に評価することとしています。(ISO14001とエコアクション21を同等評価)
	(6) 市内在住保有技術者	上限60	・ 経営事項審査に係る技術者名簿登載者について次の算式とすることとしています。(上限60) 算式: 1級保有数のうち高松市市民税特別徴収対象者×10 + 2級保有数のうち高松市市民税特別徴収対象者×4 (高松市市民税特別徴収対象者の確認は、同意書を得て、市が行うこととしています。)
	(7) 災害時の活動 加入団体等の協定締結・消防団協力事業所表示証の交付	上限10	現行の総合評価落札方式加算点算定基準の配点の考え方を踏襲(協定期間・認定期間が5年を超える場合10点, 5年以下の場合8点) ※連携団体に係る評価にあつては、いずれも2点下位
	(8) 建設機械保有 経営事項審査対象建設機械の保有台数	上限10	1台につき1 ショベル系掘削機, ブルドーザー, トラクターショベル
	(9) 安全対策 建設業労働災害防止協会香川県支部加入	5	現行総合評価制度における配点と同様
	(10) 障がい者雇用	10	・ 次の区分により評価することとしています。 法定報告義務有り 法定雇用率を達成している場合 10点 法定報告義務なし 障がい者を1人以上雇用している場合 10点
(11) 次世代育成支援 一般事業主行動計画⇒策定・届出済み 育児休業, 子の看護休業, 育児のための時間外労働の制限等⇒就業規則等に規定	10.5	・ 次の区分により評価することとしています(重複評価はしません。) 一般事業主行動計画 策定・届出済み 10点 育児休業, 子の看護休業 育児のための時間外労働の制限等について就業規則等に規定 10点(規定事項が一部の場合(育児休業は必須)は, 5点)	
(12) 人権啓発の取組 市主催研修・講座⇒修了または受講 社内研修実施	10.5	・ 次の区分により評価することとしています(重複評価はしません。) 研修・講座(現行の総合評価落札方式加算点算定基準における対象研修・講座と同様) 過去2年度のうちいずれかの年度における修了・受講で10点 社内研修 各年実施で10点, いずれかの年実施で5点	
(13) 指名停止	右記算式による	・ 過去1年における措置月数×-10	

備考 1 上記はあくまで方針であつて、正式の決定は、今後公表する公示等によります。

2 格付けを行っている5業種(土木一式, 建築一式, 電気, 管, 水道施設)については、中間年での再格付けを実施することとしています(関係書類の提出を求めます。)

3 有効期間は、1年10月です。(次期々々名簿の有効期間の始期を4月とするための措置)

4 土木一式のA等級と建築一式のA等級については、別に、保有技術者に係る次の区分による要件を定めることとしています。

(1) (2)の工事以外 ⇒ 高松市市民税特別徴収対象者である技術者1人以上を保有していること。

(2) 6,000万円(建築一式は9,000万円)以上の工事 ⇒ 高松市市民税特別徴収対象者である1級技術者1人以上を保有していること。

5 「高松市市民税特別徴収対象者」とは、市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した直近の決定通知書における課税人員または非課税人員とされた役員または社員をいいます。